

栃木市監査委員告示第16号

地方自治法第199条第7項の規定による、指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表いたします。

平成23年10月25日

栃木市監査委員 板倉安秀

栃木市監査委員 大武真一

記

1. 監査の実施日 平成23年10月5日
2. 監査の対象
 - (1) 公の施設
とちぎ蔵の街美術館
 - (2) 指定管理者
特定非営利活動法人 アートビオ・トープ
3. 監査の方法
あらかじめ提出を求めた関係する帳簿類、証ひょう書類等について、内容調査、照合、検算等を行うとともに、関係職員等に対する質問等により実施した。
4. 監査の結果
施設設置の目的に適合した事務事業が執行され、おおむね良好なものと認められた。
以下、次のとおりである。

(1) 事業の状況及び効果について

指定管理者である特定非営利活動法人アート・ビオトープは、「芸術」、「音楽」、「演劇」、「文化」、「スポーツ」などの体験機会を通じて、地域に根ざした人材の育成に貢献し、地域独自の「自然環境」と「学びの場」に誇りを感じてもらい、より一層の地域活性化に寄与していくことを目的とした団体である。(平成20年5月26日設立)

市からの委託料は、とちぎ蔵の街美術館において、美術作品の保管、展示、説明に関する業務、施設及び設備の維持管理に関する業務、美術館の利用許可及び利用料金徴収に関する業務、調査研究・学校教育の連携に関する業務を担っており、地域住民等に対する美術館運営に関わるサービスの効果及び効率を向上させることを目的に交付されるものである。

当施設においては、年6回の展覧会、ギャラリートーク、ワークショップを企画し、開催している。平成22年度は「レオナルド・ダ・ヴィンチの医学と芸術展」、「昆虫の詩人ーフェアブル展」、「収蔵品展 新生栃木市ゆかりの芸術家展」等を開催した。そのほか、監視ボランティア組織の充実、維持補修管理、広報活動の強化、ホームページの運営等を行い、利用者の増加に努めており、当団体が担う役割は、大きなものと考えられる。

(2) 会計経理について

市からの委託料 47,333,750 円は、人件費、事務経費、各種委託に対する支出が主なものであるが、支出についてはその目的に沿って執行されている。

また、事業等については諸帳簿並びに書類は符合しており、それぞれおおむね適正に処理されていたが、請求書に請求日がないもの、領収書に領収印が押印されていないものが見受けられたことについては監査委員より口頭で指導した。

(3) 指摘要望について

とちぎ蔵の街美術館条例施行規則第5条第1項により、市内の小学校及び中学校が教育計画に基づいて利用するときは観覧料を減免することができるため、文化課は指定管理者と小中学校の連携が図れるよう積極的に働きかけ、市内の小中学校の美術館観覧を教育計画に組み入れ、小中学生が質の高い美術品に触れ、美術への関心が高揚されるよう努められたい。

また、魅力ある企画展等の開催により、入館者数の増加を図る

よう強く要望する。

(参 考) 監査対象となった施設の概要

(1) 名 称 とちぎ蔵の街美術館

(2) 所在地 栃木市万町3番23号

(3) 施設概要

- ・敷地面積 848.74 m²
- ・建物床面積 430.72 m² (1階 244.89 m²・2階 185.83 m²)
- ・展示室面積 232.19 m²
- ・建物構造 木造2階建(土蔵造り)
- ・付属施設 トイレ 1棟(29.66 m²)